



令和2年4月から

飲食店を含むほとんどの施設は 屋内禁煙になります

令和2年4月から改正健康増進法が全面施行され、事務所や工場など、飲食店を含むほとんどの施設は屋内禁煙になります。そこで今回は、この法改正の受動喫煙防止対策や義務が守られない場合の罰則規定などについてお知らせします。

マナーからルールへ

4月から改正健康増進法が全面施行され、「望まない受動喫煙」を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。今回の改正では、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に配慮し、これらの方々を利用する施設や屋外での受動喫煙対策が盛り込まれています。また、施設の種別・場所ごとに

施設の種別ごとの対策

【第一種施設】：学校・病院・児童福祉施設・行政機関など
第一種施設は、元年7月1日から敷地内禁煙を実施しており、屋外の決められた場所(特定屋外喫煙場所)以外での喫煙は禁止されています。

【第二種施設】：第一種以外のほとんどの施設(事務所・工場・飲食店など)
第二種施設は、4月1日から原則

として屋内での喫煙が禁止となります。ただし、一定の条件を満たす喫煙室を設置することができます。

なお、加熱式たばこのみが喫煙できる「加熱式たばこ用喫煙室」を設置する場合は、喫煙室で飲食等ができませんが、紙巻きたばこも喫煙できる「喫煙室」を設置する場合は、喫煙室での飲食等はできません。また、第二種施設のうち、既に営業している小規模飲食店には経過措置が設けられています(詳しくは下記を参照)。

【喫煙目的施設】：喫煙を主目的とするバーやスナックなど
たばこの対面販売をしており、飲食を提供し営業を行う施設などは、施設内での喫煙が可能です。



既に営業している小規模飲食店への経過措置

第二種施設のうち、次の①～③の全てに該当する場合、既存特定飲食提供施設としての経過措置があります。
①4月1日時点で既に営業している
②資本金が5000万円以下である
③客席面積が100㎡以下である
既存特定飲食提供施設では、施設の全部を「喫煙可能店」とすることや、一定の条件を満たす「喫煙室」を設置することができます。これは、必要です。届出様式は保健所へ届出が必要ですが、保健所ホームページは、ホームページから入手できます。



保健所ホームページ

罰則規定があります

喫煙禁止場所での喫煙や、喫煙可能場所への標識の掲示義務などに違反し、改善されない場合は罰則規定があります。20万円から50万円の過料が課せられる場合があります(左の表を参照)。

お問い合わせは、保健所健康増進課 ☎3110、FAX 1469 へどうぞ。

罰則規定(一部抜粋)

罰則の対象者	違反内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所での喫煙	△※	○(命令のみ)	30万円以下
管理権限者(オーナー・店長など)	喫煙室の基準不適合	○	○	50万円以下
	標識の不掲示	○	-	50万円以下
	20歳未満の者(従業員を含む)の喫煙室への立ち入り	○	-	-

※繰り返し指導しても改善がみられない場合に命令

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

元年7月1日から敷地内禁煙です。
※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店

2年4月1日から原則屋内禁煙です。
※喫煙室、加熱式たばこ用喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2年4月1日から原則屋内禁煙です。
※喫煙室、加熱式たばこ用喫煙室の設置も可能です。

飲食店についての経過措置

飲食店の皆さんは、以下の三つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- ①2年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- ②資本金または出資の総額は5000万円以下ですか？
- ③客席面積は100㎡以下ですか？

一つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙室設置

飲食等も可



加熱式たばこ用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可
※保健所へ届出が必要



喫煙室の標識掲示

施設に喫煙エリアがある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満は立ち入り禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

喫煙室を設置する場合の条件

- ・喫煙室の入り口で、喫煙室に向かう気流が風速0.2m/秒以上であること
- ・たばこの煙が室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ・たばこの煙が屋外に排気されていること